



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ

3 代表者の氏名

高田 克彦

4 主たる事務所の所在地

松本市安曇1775番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるよう様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図ることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおぞら

3 代表者の氏名

尾上 利香

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡中川村片桐6790番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族に対して、住みなれた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により、指定養育医療機関の開設者から、次のとおりその名称が変更になった旨、届出がありました。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

名 称	変 更 事 項		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	安曇総合病院	北アルプス医療センター あづみ病院	平成27年4月1日

保健・疾病対策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア掘金店

安曇野市掘金鳥川5142-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイシア

群馬県前橋市龜里町900

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	高山正雄	群馬県前橋市龜里町900

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	赤石好弘	群馬県前橋市龜里町900

(2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

小売業を行う者の氏名（名称）	代表者氏名（法人の場合）	住所
株式会社ベイシア	高山正雄	群馬県前橋市龜里町900
株式会社ベイシア電器	土屋嘉雄	群馬県前橋市龜里町900
ほか4者		

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社ベイシア	赤石好弘	群馬県前橋市龜里町900
ほか4者		

4 変更した年月日

平成23年3月1日ほか

5 届出年月日

平成26年11月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年3月30日から平成27年7月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

平成27年3月25日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成27年3月25日、北安曇郡池田町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

南安曇郡豊科総合開発土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年3月30日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

理事

重任

氏名	住所
等々力	安曇野市豊科南穂高5190番地1
有賀	安曇野市穂高732番地
臼井	安曇野市豊科南穂高5051番地
丸山	安曇野市豊科南穂高4837番地
小林	安曇野市豊科南穂高5141番地
丸山	安曇野市豊科南穂高4835番地
丸山	安曇野市豊科南穂高4870番地
小林	安曇野市豊科南穂高6782番地

監事

重任

氏名	住所
望月	安曇野市穂高2918番地
小穴	安曇野市豊科南穂高1717番地

農地整備課

公告

松本市女鳥羽川土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年3月30日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

理事

新任

氏名	住所
西村	松本市大字岡田伊深517番地
宮下	松本市大字岡田町778番地
小穴	松本市大字岡田町797番地
藤井	松本市大字岡田町483番地

小林政雄 松本市大字岡田下岡田161番地1
 大澤澄義 松本市大字岡田下岡田937番地
 中條正規 松本市沢村3丁目6番21号
 小林俊春 松本市大字岡田下岡田514番地7
 立澤牧男 松本市大字岡田松岡324番地2
 飯沼宣昭 松本市大字洞221番地
 竹嶋辰二 松本市大字稻倉623番地の5
 滝沢公司 松本市大字三才山1128番地3
 柳澤一向 松本市大字三才山916番地

重任

氏名	住所
三浦弘善	松本市大字岡田伊深771番地
酒井達雄	松本市大字大村403番地1
鳥羽敏夫	松本市大字稻倉876番地

退任

氏名	住所
中川清澄	松本市大字岡田松岡245番地
小林通康	松本市大字岡田下岡田527番地
大久保仁志	松本市大字岡田伊深158番地
平林保	松本市大字岡田町741番地
吉江淳	松本市大字岡田町216番地1
藤井博幸	松本市大字岡田町467番地1
村山忠勇	松本市大字岡田下岡田117番地
大澤文武	松本市大字岡田下岡田1077番地5
小林幸夫	松本市大字岡田下岡田396番地ロ
笠原昭宏	松本市大字原163番地
竹島敏博	松本市大字稻倉588番地2
瀧澤可本	松本市大字三才山1141番地の1
柳沢一守	松本市大字三才山1077番地2

監事

新任	
笠原昭宏	松本市大字原163番地
岩切征夫	松本市大字岡田町575番地4
大澤清純	松本市大字岡田松岡185番地1

退任

氏名	住所
太田雅夫	松本市大字岡田下岡田1010番地
飯沼範昭	松本市大字洞770番地1
大久保公二	松本市大字岡田伊深323番地2

農地整備課

公告

安曇野市烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年3月30日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

理事

新任	
氏名	住所
飯沼清	安曇野市穂高7417番地
退任	
氏名	住所
伊藤伸一	安曇野市穂高7428番地

農地整備課

公告

清野土地改良区の役員について、次のように就退任の届

出がありました。

平成27年3月30日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理事

新任

氏名	住所
近藤邦道	長野市松代町清野60番地
宮澤喜昭	長野市松代町清野453番地
両角克己	長野市松代町清野505番地
大沢優	長野市松代町清野609番地
山下佳明	長野市松代町清野876番地
上原正彦	長野市松代町清野977番地1
宮澤徳太郎	長野市松代町清野1119番地
峯村鉄郎	長野市松代町清野1937番地
真島茂夫	長野市松代町清野1745番地2
原田圭二	長野市松代町清野1522番地
中澤清	長野市松代町松代217番地2
大澤幸	長野市松代町松代429番地
窪田富夫	長野市松代町松代363番地
高橋健一	長野市松代町松代394番地
室賀秀樹	長野市松代町松代1550番地
相澤幸隆	長野市松代町西寺尾950番地
吉沢邦夫	長野市松代町西条4257番地
真島一男	長野市松代町岩野556番地

重任

氏名	住所
山口研造	長野市松代町清野473番地
両角邦夫	長野市松代町清野509番地
佐藤定義	長野市松代町清野1137番地
大沢重美	長野市松代町清野961番地
橋本義紀	長野市松代町清野962番地
赤池芳夫	長野市松代町清野1150番地
倉石芳夫	長野市松代町清野1944番地
百瀬隆裕	長野市松代町清野1964番地1
宮川芳弘	長野市松代町清野1554番地
飯島重貞	長野市松代町松代526番地

退任

氏名	住所
近藤利章	長野市松代町清野429番地
新村有敏	長野市松代町清野70番地
近藤一誠	長野市松代町清野474番地
大澤隆司	長野市松代町清野605番地
駒村豊一	長野市松代町清野974番地2
柳沢忠雄	長野市松代町清野872番地
柳澤秀行	長野市松代町清野996番地
五明均	長野市松代町清野1932番地
峯村隆幸	長野市松代町清野1750番地3
西村政敏	長野市松代町清野1569番地
倉田昌一	長野市松代町松代313番地
中澤源	長野市松代町松代456番地
丸山茂雄	長野市松代町松代369番地1
五明義夫	長野市松代町松代412番地
室賀政貴	長野市松代町松代1550番地3
五明敬治	長野市松代町西寺尾1994番地
中澤武	長野市松代町西条359番地1
上原英一	長野市松代町岩野584番地

監事

新任

氏名	住所
----	----

近藤一誠 長野市松代町清野474番地
重任
 氏名 住所
 駒村陽一郎 長野市松代町清野982番地
 島田武 長野市松代町清野1985番地
退任
 氏名 住所
 市川哲夫 長野市松代町清野422番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年3月30日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1(1) 許可番号
平成26年8月28日 長野県長野地方事務所指令26長地建第12-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字郷原276の内、276-1の内、277、277-1の内、278-1の内、279の内、280、281-2（第2工区）
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字鶴賀田町2056 柳町ビル101
株式会社アットユーライフ 代表取締役 久保田博巳
長野市大字栗田393-10 竹村ビル1F
株式会社アセット50 代表取締役 山本孝夫

- 2(1) 許可番号
平成27年1月6日 長野県指令26都第10-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字村山字土手内315-1、315-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区東大泉7-35-31 小林寿

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成27年3月30日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
(有)信州うえだ住宅	上田市下武石307	平成27年2月25日

企 業 局

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年3月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
5月12日(火)	午後1時から午後4時まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	40名
5月17日(日)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
5月21日(木)	午後1時から午後4時まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10284番地1 地域交流センターみのわ	60名
5月26日(火)	午後1時から午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成26年3月13日付けで包括外部監査人岩渕道男氏から提出のあった平成26年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成27年3月30日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 垣内基良

1 監査の対象となった事件名

教育関連事業に係る財務事務の執行について

障がい者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について

2 措置の内容等

事 項	監 査 の 結 果 等 (要 旨)	措 置 等 の 内 容
第1部 教育関連事業に係る財務事務の執行について		
第3 事業の財務事務の執行状況		
活用方法選択型教員配置事業の費用対効果に関するアカウンタビリティ【意見】	<p>活用方法選択型教員配置事業は、平成24年度当初予算で46億円余であるが、費用対効果の検証などに課題がある。多額の資金を用いて事業を実施する意義を説明するには、「費用対効果指標」という客観的な数値を提示して他県との比較を行うことが考えられる。さらには、活用方法の各メニューの教育効果を提示してメニュー間の比較を可能になると同時に、メニュー選択に関する現場レベルでの裁量の余地を拡大することを検討すべきである。あるいは、県の方針として30人規模学級編制を優先するのであれば、現場裁量の余地を拡大する方法に代えて、「活用方法はメニュー化されているものの30人規模学級編制を重視する」旨を明記することが望ましい。</p> <p>30人規模学級編制を初めて導入してから10年が経過しており、また平成25年度には県内すべての小・中学校の全学年で30人規模学級が実施される。県としての「30人規模学級編制の総括（導入してから現時点まで）」を、県民に対して公表・総括することが望ましい。</p>	<p>費用対効果についての検証については、全国学力・学習状況調査の全国平均と比較して今後も続けていきます。</p> <p>活用方法のメニューごとの教育効果の提示については、配置した教員の活用方法が学校により異なるため、比較は困難と考えています。</p> <p>メニュー選択の主体は市町村教委あるいは各学校に委ねていますので、裁量の余地は確保されています。</p> <p>30人規模学級編制の成果の総括及び公表については、来年度以降実施してまいります。</p>
第4 現地機関の財務の執行状況		
給与事務全般【意見】	<p>小・中学校の事務については「事務指導手引書」による事務作業の均一化を行っている。高等学校においても、ベストプラクティスに基づく業務フローの標準化・統一化をはかり、実務で役立つ手引書等の作成を行なうことが望ましい。</p> <p>また、中信教育事務所においては、自主的な事務研究会を立ち上げ、学校事務の現状と課題を整理するとともに、他県の事例を紹介しつつ課題解決に向けた提案を行っている。教育委員会としては、こうした取り組みを局地的なものに留めるべきでなく、学校事務に関する課題解決に向けた取組みを推進することが望ましい。</p>	<p>高等学校においては、平成26年2月に高校教育課で作成した「特殊勤務手当に関するQ&A」及び「旅費事務に係るQ&A」、平成27年1月に給与関係取扱要領を長野県職員ポータルに掲載し、事務の参考とするよう周知を図りました。</p> <p>また、平成26年3月に「人事異動に伴う諸手当及び赴任旅費に係る事務処理について(通知)」を発出し、人事異動者に対し必要な事務処理について、周知を行うとともに、チェックシートを作成し、各学校へ配布しました。</p> <p>特別支援学校については、特別支援教育課において、これまで各特別支援学校から寄せられた手当、旅費等に関する質問と回答をまとめた「質疑応答集」を作成し、各校へ年度内に配布します。</p> <p>取組の共有化については、教育事務所次長会議などの場を活用して課題を整理したうえで順次進めてまいります。</p>
教員特殊業務手当の支給要件の確認水準【意見】	<p>小・中学校に関しては、「教員特殊業務手当について」（教育長通知）によれば、「特殊業務手当整理簿には、支給要件が確認できる書類を添付しておくこと。」とされているものの、高等学校に関しては、「教育職員の特殊勤務手当の支給に関する取扱要領」（教育長通知）において、特に部活動指導関係手当については、特段支給要件が確認できる書類の具備は求められていない。そのため、各高等学校によって、支給要件の確認水準が統一化されていない。業務フローの標準化・統一化を行うことが望ましい。</p>	<p>教員特殊業務手当の支給要件確認の際、添付書類については、小・中学校と高等学校において、平成27年度から原則的な取扱いを統一します。</p>

私費会計の決算書作成方法 【意見】	<p>私費会計の決算書については、統一されたフォーマットや作成方法がなく、各学校、担当者によって属人的なものとなっている。業務の適正化、効率化のためにも、関連する業務フローの標準化・統一化を検討することが望ましい。</p>	<p>学校職員が作成した「私費会計システム」が多くの学校で利用されており、その有効活用がより図られるよう、あらためて共用サーバに同システムを掲載しました。</p> <p>私費会計は、内容や扱う金額等が会計によって様々であり、表計算ソフト等で決算書を作成したとしても、内容が適正であれば、問題はないものと考えます。</p>
私費会計の点検機能 【意見】	<p>私費会計の点検については、各校において外部者点検や校内点検が行われているが、教育委員会においては私費会計に関する点検結果について主管課長が報告を受けるのみである。また、私費会計は、公費ではないため、監査委員監査の対象にもなっていない。</p> <p>しかし、保護者が学校に対して支出するとともに、当該資金について県の職員が関与していることから、保護者の視点からすれば、公費と同様の管理がされていると期待している。また、私費であっても不祥事が生じた場合には、教育委員会として管理責任が問われることは過去の事例からも明らかである。</p> <p>県として私費会計について現地機関に一定の管理を求めているものの、公費ではないことからその管理水平に温度差を感じられる。しかし、預かり資金の管理責任が県にある以上、リスクの程度に応じた管理体制を構築すべきである。</p>	<p>会計処理について事務処理基準の遵守を徹底とともに、全校に対して実態を調査中であり、結果を踏まえて、必要に応じ私費会計管理体制の構築について、検討してまいります。</p>
私費会計の清算方法 【意見】	<p>学年費については、卒業時に当該学年において残高がある場合には、保護者へ返金する取り扱いがあり、また、清算方法についても、生徒毎にどの程度使用したのかを把握することにより、個人別に返金金額を確定させているため、相応の事務負担が生じている。</p> <p>事務負担の軽減という観点でいえば、例えば、単純に生徒数の頭割で返金する方法や、保護者の同意を得て残金を卒業記念品として学校で寄付受けするといった方策も考えられる。保護者等からの理解を得たうえで、事務負担軽減に向けた取組みを検討することが望ましい。</p>	<p>保護者等の意見を聴き、残金清算処理方法について、必要があれば検討を行います。</p>
管理対象私費会計の範囲 【意見】	<p>「県立学校における私費会計等の事務処理基準」の定義によれば、私費会計の範囲は広範囲なものに及ぶが、運用上、管理対象私費会計は、学校徴収金として画一的に保護者から徴収するものを対象として扱っており、学校内でどのような徴収金が存在するのか捕捉されていないことも考えられる。しかし、一方で、全ての私費会計について管理対象とすることは費用対効果の観点から必ずしも好ましくはない。</p> <p>そこで、まずは、学校内でどのような徴収金が預かられているのかを適切に捕捉したうえで、管理対象とすべき私費会計に、年間取扱金額等の重要性基準を設けることも検討すべきある。</p>	<p>年間取扱金額の多寡等に関わらず、私費会計は全て適正に管理するものと考えますが、学校内でどのような徴収金が預けられているのか実態把握をし、必要があれば重要性基準等の設定について検討してまいります。</p>
<p>第2部 障がい者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について</p> <p>第3 財務事務の執行及び施設の管理</p>		
個別目標の設定と分析 【意見】	<p>施設部門では、施設利用者に対する理学療法、作業療法及び言語聴覚療法の実施延べ人数が個別目標として設定されている。平成24年度はこの目標を概ね達成している。しかし、この実施延べ人数は、1日に一人の訓練者が障害の状況に応じて各療法を複数受けるケースもあることから、一人が重複して集計され、正確な訓練者数を表していない。また、1日に多くの訓練単位数を実施しても報酬請求には影響がないため、正確な訓練単位数は把握するまでには至っていない。</p> <p>障害者支援法の報酬基準は、1日の利用者数（訓練者数）をもとに算定され、1日に多くの又は複数の療法の訓練を実施しても報酬額は一定であることから、サービス提供の水準を規定していない。個別目標に機能訓練等におけるリハビリテーションの実施数を設定して、サービス提供の水準を示すことは重要である。正確な訓練実施状況を把握し、目標と比較管理することができれば、施設部門の業務実施状況が的確に示すことが可能となる。個別目標設定に当たっては、各療法の実施延べ人数に加え、各療法の実施単位数を設定することも検討すべきである。</p>	<p>総合リハビリテーションセンターにおいて、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）（計画期間：平成27～29年度）」の目標値を設定する際に検討してまいります。</p>

<p>収入の報酬基準と職員数 【意見】</p>	<p>施設部門の実施単位数及び職員数は、報酬基準の規定がないことから、訓練上の実施単位数の決定において制約は働かない。訓練における理想的なリハビリテーションの実施単位数を実施するには多くの職員数を配置することになり、赤字額が大きくなり、県費投入額も多くなる。最も効果的かつ効率的な職員配置にはリハビリテーションの実施単位数と職員配置ひいては赤字額（県費投入額）のベストミックスを決定する必要がある。そこで、障害当事者や外部の有識者等を加えた「あり方検討会（仮称）」又はセンターの経営に従事する職員によって構成される経営推進会議等の場において、リハビリテーションの実施数と職員数ひいては赤字額（県費投入額）のベストミックスを十分に議論して決定することが望まれる。</p>	<p>平成26年7月に障がい当事者や外部有識者等を加えた「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」を設置し、今後のセンターの果たすべき役割や経済的・効果的な経営等について議論する中で検討しています。</p> <p>また、検討会における議論等を総合リハビリテーションセンターにおいて、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」に反映させてまいります。</p>
<p>施設部門の運営の改善 【意見】</p>	<p>施設部門の運営の改善に関する意見は次のとおりである。</p> <p>① 施設入所支援は、入所者を増やすことが求められる。</p> <p>施設入所支援の入所者数は目標に比べて大幅に少ない。また、入所者の地域偏在も大きい。センターは、病院と施設が一体となった施設であり、医療と福祉の連携による切れ目のない支援が行える特徴がある。これらの特徴について、病院と連携しながら、より一層のPRや説明会により県民への周知を図り、医療機関や市町村等への訪問等により理解を得ることが望まれる。</p> <p>② 生活訓練及び就労移行支援は、利用者数（1日平均利用者数）を増やす必要がある。</p> <p>より一層のPRや説明会及び医療機関や市町村等への訪問等が必要であることは施設入所支援と同じである。また、生活訓練及び就労移行支援の定員は6人と機能訓練に比べて極端に少なく、他県の施設の障害福祉サービス相互間の定員の状況とも異なることから、生活訓練及び就労移行支援のニーズはどうのくらいあるのか調査し、定員の変更を含めて検討すべきである。</p>	<p>① 施設部門の利用者増加への取組については、県内の回復期リハビリテーション病棟を有する主な病院、特別支援学校及び障がい者総合支援センター等を訪問し利用促進のための取組を行うとともに、市町村に対しては担当者会議等を利用して周知・協力依頼を行いました。</p> <p>また、運転免許事務を扱う警察機関に対してパンフレット等を配布しました。</p> <p>今後も、市町村担当者会議等を利用して、周知・協力依頼をしてまいります。</p> <p>② 生活訓練及び就労移行支援の各定員の見直しについては、その必要性を検討するため、市町村等に対してニーズ調査を実施しました。調査結果を踏まえ、「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」で定数の変更を検討してまいります。</p>
<p>1階病棟と2階病棟別の個別目標の設定 【意見】</p>	<p>病院部門全体での支出超過額は把握しているものの、1階病棟、2階病棟及び外来診療別の収支を把握していない。そこで、入手できるデータを基に、平成24年度の1階病棟、2階病棟及び外来診療の収支を試算した。1階病棟及び2階病棟は病床数が40床と同規模であるが、病院部門の収支状況を見ると1階病棟が赤字であり、2階病棟が黒字となっている。このようになっている原因は病棟の特性にあるものと思われる。よって1階病棟、2階病棟及び外来の収支を計算・分析するとともに、個別目標においても1階病棟、2階病棟別々に利用率・平均在院日数を設定して目標の達成を目指すべきである。</p>	<p>総合リハビリテーションセンターにおいて、病棟別の収支を計算・分析するとともに、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」の目標値を設定する際に検討してまいります。</p>
<p>外来の個別目標の検討 【意見】</p>	<p>平成24年度は、外来患者数は16,913人（入院患者の他科診療を含む）である。外来患者数は、この3年間減少が続いている。主たる原因は、医師1名の欠員（平成22年7月～平成25年6月）によるものであるが、平成24年度診療報酬改定により維持期リハビリテーションについて、介護保険被保険者（要介護認定者）にあっては介護保険によるリハビリテーションへ移行するよう促されたことなどにより、該当する患者が減少したこととも大きな要因となっている。このため、整形外科とリハビリテーション科で外来患者数が減少している。</p> <p>センターが掲げている外来の個別目標（19,000人程度）は、維持期リハビリテーションにおける介護保険被保険者（要介護認定者）の介護保険によるリハビリテーションへ移行が今後も続くようであれば、個別目標を見直す必要がある。</p>	<p>総合リハビリテーションセンターにおいて、外来患者の動向を分析するとともに、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」の目標値を設定する際に検討してまいります。</p>

<p>病棟の診療報酬基準の検討の必要性 【意見】</p>	<p>センターにおいては、一定の条件を満たせば、1階病棟を回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき16,110円）とができ、収入が増加すると考えられる。また、1階病棟と2階病棟を別々の病棟として届出できれば、2階病棟の一般病棟入院基準料はより高位の基準（例えば、13対1（1日につき11,030円）、10対1（1日につき13,110円））を届出できると考えられる。しかし、1階病棟入院患者の多くが他の病院からの転院患者であり、の中には現在の診療報酬制では他の病院の入院が困難な患者も含まれている。そして、他の病院の入院が困難な患者を受け入れることは、診療報酬制度により、低位の診療報酬基準を余儀なくされる結果となり、赤字額が大きくなるという側面もある。他の病院の入院が困難な患者受入れと診療報酬の減少額（ひいては赤字額）の組み合わせを検討する必要があると考える。</p> <p>1階病棟の診療報酬基準の検討にあたっては、診療報酬制度において他の病院の入院が困難な患者の受け入れも含めたどのような回復期リハビリテーションを行うのかについて、障害当事者や外部の有識者等を加えた「あり方検討会（仮称）」又はセンターの経営に従事する職員によって構成される経営推進会議等の場において十分に議論して決定することが望まれる。その際には、各診療報酬基準による収入額のシミュレーションも十分に行うことになる。</p>	<p>平成26年5月に総合リハビリテーションセンター内に設置した「回復期リハビリテーション病棟検討会議」において、収支のシミュレーションも含めて検討を行いました。</p> <p>この検討会議の報告書も参考に、「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において今後のセンターの果たすべき役割や経営等について議論する中で検討しています。</p>
<p>病院の職員配置と定数管理の柔軟な対応 【意見】</p>	<p>病院部門の収入が増加しない要因の一つに、現在の病院部門の職員配置の状況がある。病院部門の職員配置は、平成24年度において、医師、理学療法士及び言語聴覚士が欠員（休業等の未補充を含む）の状況である。このため欠員解消に向けた方法を検討することが急務である。また、センター内の職員配置の見直しによっても、患者数やリハビリテーション実施数が増加しているなどによって、病院部門の職員が明らかに不足している場合には、病院部門の収支改善のために、県の定数管理の例外を認めて定数を増員するなどの柔軟な対応も検討することが望まれる。</p>	<p>「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において、今後のセンターの果たすべき役割等を明確にした後で、県において最もふさわしい経営形態を議論する中で、検討してまいります。</p> <p>なお、平成26年4月時点で医師、理学療法士、言語聴覚士の欠員は解消しており、育休の作業療法士については施設部門からの内部異動により補充しています。</p>
<p>「第二次経営推進プラン」の問題点 【意見】</p>	<p>センターでは、「障害者プラン2012」を踏まえて「第二次経営推進プラン」を策定しているが、このプランではセンターを長野県における障害者自立支援の拠点施設として位置付けており、施設の持つ特徴から経営理念、基本目標、センターの発展方向と目指す経営及び6つの取組項目を明らかにするとともに、経営目標として全体目標及び個別目標を設定している。</p> <p>しかし、センターの「第二次経営推進プラン」は、センター自身が策定することとなっており、所管課がその策定に十分関与していないことから、数値目標は設定されているもののサービスの提供に重点が置かれており、経営効率（健全）化を踏まえた目標としては十分とは言えない部分がある。</p> <p>全体目標については、センターの経営において問われているのは県費投入額（一般財源）の多寡であることから、必要な県費投入額を全体目標として事前に設定してセンターが目標達成に向けて推進することが求められる。また、全体目標の一つとして「センター使用料収入額1,200百万円以上の達成」を掲げているが、目標数値としては十分とは言えない。</p>	<p>「第二次経営プラン」の調査分析を行うためセンター内に設置している「プラン推進委員会」に障がい者支援課員も参加し意見交換を行っています。</p> <p>「第三次経営推進プラン（仮称）」の策定に当たっては、障がい者支援課も関与してまいります。</p> <p>また、平成26年7月に設置した「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において、県費負担の考え方等について検討しています。</p> <p>総合リハビリテーションセンターにおいて、検討会における議論等を参考にしながら、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」の目標値を設定する際に検討してまいります。</p>
<p>今後の改善方策 【意見】</p>	<p>① 所管課及びセンターは、障害者施策の中におけるセンターの位置付けを明確にし、センターの経営（運営）の方向性を明らかにするため、障害当事者や外部の有識者等を加えた「あり方検討会（仮称）」を設置し、センターの果たすべき役割や取組を示すべきである。センターの果たすべき役割や取組の中には、施設部門のリハビリテーション実施単位数と職員配置の決定や診療報酬基準に影響を与える他の病院の入院が困難な患者の受け入れが含まれると考える。</p> <p>② これを受けてセンターは、所管課の職員も含めた経営推進会議を主催し、経営推進プランの改定に向け、新しい経営推進プランに「あり方検討会（仮称）」で示されたセンターの役割及び方向性を織り込み、</p>	<p>① 平成26年7月に設置した「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において、今後のセンターの果たすべき役割等について検討しています。</p> <p>② 本検討会における議論等を、総合リハビリテーションセンターにおいて、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」に反映させてまいります。</p> <p>センター内に設置されている「プラン推進委員会」の委員に障がい者支援課員も参画し、センターの経営（運営）状況等について意見交換を行っています。</p> <p>③ 総合リハビリテーションセンターにおいて、今後策定する「第三次経営推進プラン（仮称）」の中で、障害者自立支援の拠点施設としての浸透策について</p>

	<p>センターの経営改革の取組項目を定めるとともに、経営目標である全体目標や個別目標を設定することになる。そして、所管課は、経営推進会議に参加し、全体目標や個別目標の達成状況を確認し、センターの経営（運営）状況をより的確に指導・監督していくことが望まれる。</p> <p>③ また、所管課及びセンターは、新しい経営推進プランを活用し、各地域の県民や市町村に、障害者施策の中でのセンターの役割や方向性を明確に示し、県内にセンターが障害者自立支援の拠点施設として浸透するよう努めるべきである。</p>	検討してまいります。
センターの治療と訓練への県費投入の明確化 【意見】	<p>センターの運営状況及び県費投入の実額を明確にするためには、センターの予算及び決算を特別会計とするなど、制度的に区分することを検討することが望まれる。特別会計等にすることにより、県費投入額を一般会計繰入額として予算及び決算において明らかにして、収支及び予算との乖離額を把握分析し、経営実態を理解することができる。</p>	平成26年7月に設置した「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において、今後のセンターの果たすべき役割等を明確にした後で、県において最もふさわしい経営形態について、検討を進めてまいります。
センター業務のアウトソーシング等の検討 【意見】	<p>障害者支援に係る情勢が大きく変化し、センターに求められる役割も変化していると考えられる中で、センターの運営形態の議論の前に、障害当事者や有識者等を入れた「あり方検討会（仮称）」を設置し、今後のセンターの果たすべき役割やビジョンを明確にした後に、最もふさわしい経営形態（直営施設（特別会計）、指定管理者や地方独立行政法人化等）を選択することが望まれる。</p>	平成26年7月に設置した「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方検討会」において、今後のセンターの果たすべき役割等を明確にした後に、県において最もふさわしい経営形態について、検討してまいります。
計算誤差の発生原因の追及 【指摘】	<p>病院部門では、実施した診療内容等に基づいて診療報酬明細書を作成し、審査支払機関へ毎月請求している。請求額、査定額及び返戻額より理論上の支払額を計算することができるが、診療報酬算定の複雑さ等から審査支払機関より実際に支払われた額との間には差異（以下「計算誤差」という。）が生じてしまう。今回の監査では、計算誤差については多額なものは認められなかった。また原因追究が必要な月は限定的に確認されたが、病院部門では、計算誤差を把握しておらず、原因について追究が行われていなかった。</p> <p>毎月の診療報酬請求額を正確に計算するとともに、事務の効率性を考慮し、審査支払機関からの支払い後、計算誤差が多額になった月については、その発生原因を追究し、適宜解消できるような管理体制を構築すべきである。</p>	<p>診療報酬の理論上の支払額を毎月計算し、計算誤差を把握するとともに、計算誤差が1%以上となった月は、審査機関に問い合わせるなど発生原因を追究し、誤差の縮小に努めてまいります。</p> <p>また、医事会計システムの更新（平成27年度）に合わせ、計算誤差が容易に分かる機能の追加について平成27年度6月までに検討してまいります。</p>
医療機器の保守契約 【意見】	<p>現在の医療機器の導入に関連する業者選定は、機器購入契約と機器保守契約を別々に一般競争入札で行われている。この方法では、機器購入契約では、安価で契約したとしても、保守契約で高価となってしまい、購入してから機器の更新までの保守期間を含むトータルの期間にわたって見ると、他の業者の方が安価となることも考えられ、経済性が損なわれるおそれもある。</p> <p>保守が不可避である医療機器等の設備で、仕様の特殊性が高くメーカー以外の者による保守が困難である場合には、導入する医療機器選定時に物品購入価額と保守金額のトータルコストを比較し、トータルコストに基づいて業者を選定することも検討すべきである。</p>	長野県ではトータルコストを考慮した事例（入札）がないため、今後、大型医療機器を導入するなど具体的な案件が生じたとき、入札・契約事務を所管する課も加わり、検討を行います。
医療機器の購入における投資の経済性検証 【意見】	<p>C TやM R Iの機器購入を検討するに当たり、設備投資による経済効果を検証しているが、それらの機器導入後に使用実績を当初の想定と比較検証を十分に行っていない。高額な医療機器を導入した時は、当初の使用見込みと導入後の使用実績を比較し、有効に活用できているのかを検証し、また、使用可能件数（理論値）と実績値を比較検討して今後の機器の活用計画に利用することも望まれる。</p>	C T・M R Iについて、年度ごとに使用見込みや使用可能件数（理論値）と使用実績を比較・検討した結果、C Tの撮影件数は使用可能件数の90%を超えており、M R Iの撮影件数は当初の使用見込みを超えているものの使用可能件数の70%前後となっています。今後、M R Iについては、一層の活用を図ってまいります。

情報セキュリティ運用マニュアルの明確化 【意見】	<p>センターにおいては長野県の情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ体制は構築されている。各担当者の高い意識と工夫により最低限必要な水準を維持する運用が行われているため大きな事故は発生していないものの、本来は運用手順書・マニュアルにより、人事異動等により担当者の交替があっても同一のセキュリティ水準が維持されるような客観的な基準を整備し特定個人に依拠しないセキュリティ運用環境の構築を図るべきである。各業務の管理者及び担当者が日常業務の中でこれらの規程類に準拠した運用を行うためには、例えば、パスワードの運用、バックアップ体制、これら以外の日常業務等に関して、具体的な運用手順書又はマニュアルを整備する必要がある。</p>	情報セキュリティ対策を所管する課と連携しながら平成26年度中に運用マニュアルの整備をします。
医療機関として必要な情報セキュリティ制度の構築 【意見】	<p>IT環境の変化に伴う管理体制の見直しを絶えず行なうとともに、県の行政事務に関する一般的な情報セキュリティについて規定した「セキュリティポリシー」、「対策基準」、「実施手順」等に基づくセキュリティ対策だけではなく、医療機関に求められる「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」(厚生労働省平成25年10月)も考慮した情報セキュリティ体制を整備すべきである。</p>	平成26年度中に、情報セキュリティ運用マニュアル等を整備する中で、厚生労働省のガイドラインを考慮した情報セキュリティ体制の整備についても検討します。
ITスキルを持つ管理者の十分な配置 【意見】	<p>現在センター内には情報システムの運用管理及びセキュリティ管理を行うためにITスキルを有する担当者が十分には配置されていない。業務に使用している各システムについては各業務の責任者が情報システムの責任者とされているが、各業務の責任者は必ずしも情報システムに関する十分なスキルを有していとは限らない。こうした状況において個人のモラルに委ねて情報セキュリティの水準を維持することは難しいと考えられる。医療機関の様に情報セキュリティ及び情報システム運用方法についての重要度が一般行政機関よりも相対的に高く求められる組織においては相応のITスキルを有する管理者の配置が必要であると考える。ITスキルを持ち、かつ情報セキュリティに関する知識と経験のある職員がいれば、その者を情報管理の担当者に任命し、適任者がいない状況においては、情報管理責任者のITスキル向上を図るとともに、情報セキュリティに関する知識の習得を組織として図り、組織的に情報セキュリティの水準を医療機関としてガイドラインが求めるような水準を維持できるよう検討すべきである。</p>	医療機関としてのガイドラインが求めるセキュリティ水準を確認の上、ITスキルを持つ管理者の配置（外部委託含む）や職員の育成について、情報セキュリティ運用マニュアルの整備後に検討してまいります。
情報セキュリティ方針等の周知 【意見】	<p>センターは、医療機関であることから特殊な勤務形態となっているため、構成員が一堂に会しての集団研修の実施は物理的に困難である。このため情報システムの利用や情報セキュリティに関するルールを各構成員に浸透させるための研修が十分に行えず、周知徹底が不十分となっているのが実態である。今後は職場単位での伝達研修の開催や柔軟な集合研修の開催方法など、センターにおける職員の勤務環境により適した研修体制の検討を行うべきである。</p>	県で実施している情報セキュリティ研修の受講を職員に呼び掛けるとともに、交替制勤務のある医療従事者など全員の出席が難しい部署（支援部・理学療法科・作業療法科・看護部）においては、伝達研修を行うよう徹底しました。
PC端末の共同利用と情報の利用 【意見】	<p>各現場で使用されているPC端末については共同利用されているものがあり、効果的なパスワード管理等によるアクセス制限が適切に行われておらず、情報セキュリティ対策が十分に構築できていないケースが散見される。情報の重要性を再確認し、重要性の程度に合わせたアクセス管理の再構築について検討すべきである。</p> <p>また、日常業務の中では外部記憶媒体を利用し保存データの受渡を行うケースも発生するが、保存されたデータをシステム上で記録するアクセスログが残されるような仕組みは構築されていないため、使用しているPCのオペレーティングシステム上、外部記憶媒体の使用は原則禁止し、外部記憶媒体の使用が必要な場合にはPCの管理責任者から使用制限の解除を受けて利用するなどの運用方法を検討すべきである。</p> <p>日常的にデータの受渡が行われる部署間では限られたエリアの中での共有ネットワークを構築するなど、情報の紛失・流失のリスクを低減するような物理的安全対策を再検討すべきである。</p>	情報セキュリティ対策を所管する課と連携しながら必要な安全対策について、情報セキュリティ運用マニュアルの整備後に検討してまいります。

情報セキュリティ監査 【意見】	<p>情報セキュリティ責任者は、常に情報セキュリティの有効性を評価し、必要な対策を講じていく必要があることから、センターの情報セキュリティ責任者は、セキュリティを確保するために必要な環境、体制及び規定等を整備し、その有効性を検証するため、センター内の情報セキュリティが定められたとおりに運用されているかを定期的に監査することが望まれる。</p>	<p>情報セキュリティ対策を所管する課と連携しながら運用マニュアル等の整備の検討と合わせて、情報セキュリティに関する内部監査の実施について検討しています。</p>
センターで保有している個人情報の網羅的な管理 【意見】	<p>センターで収集されている個人情報については、その取扱事務ごとに県の「個人情報取扱事務登録簿」に登録し管理することになっている。しかし、登録が取扱事務単位で「病院事務」や「施設入所事務」にまとめて登録されているため個人情報の内容は詳細とはいえない、所有している個人情報の内容を網羅的に管理しているとはいえない状況である。また、電磁的記録文書については「電磁的記録管理目録」を作成し記載することとされている。しかしセンターでは日常業務に利用している各業務システムに保存されている電磁的個人情報については「完結文書」ではないとの認識で当該目録は作成していなかった。また、作成が必要とされる「電磁的記録管理目録」に記載される内容は「電磁的記録取扱要領」において「文書分類表の補助分類名を活用した「○○システム」や「○○データ」のような具体的な電磁的記録名とすることは差し支えない」とされており、電磁的個人情報の記録管理簿とするには情報の内容が詳細に把握できないものとなっている。</p> <p>したがって、センターは、センターが保有する医療情報の取扱いについて、個人情報管理の所管課等と十分協議をしてセンターの保有する個人情報の管理方法について再検討すべきである。</p>	<p>個人情報の保護を所管する課と連携しながら、個人情報の管理方法等について、検討しています。</p>
個人情報保護のために職員として遵守すべきルールの周知 【意見】	<p>職員として遵守すべき個人情報保護に関する義務についての定期的な周知・研修等は、情報セキュリティに関する場合と同様、全職員に対し十分かつ効果的に行われているとはいえない状況にある。医療機関であるセンターの職員は、日常的に患者、入所者の個人情報に触れる機会の多い立場にある。このことを全職員が理解し、その保護に関するルールの遵守が徹底できるよう実践的な方策について検討すべきである。</p>	<p>「施設利用者及び患者に係る個人情報の電磁的記録管理規程」を改正し、利用者等の個人情報を保有している職員が電磁的記録保有届出書兼誓約書を保有開始時及び毎年4月1日に提出するよう徹底しました。</p>

第4 長野県障がい者福祉センターの措置状況

業務水準に関する規定の設定 【意見】	<p>平成22年度包括外部監査報告書では、業務水準について具体的な規程を定めることが望ましい旨の意見が出されているが、意見に対して是正されていた。</p> <p>なお、上記措置が実施されているにもかかわらず、障がい者福祉センターの利用人数が年々減少していることから、指定管理者に対し県として求める利用水準を明確に示すことも検討が望まれる。その際、利用水準として稼働率を利用することも有用と考える。障がい者福祉センターでは稼働率の算定にあたり、障がい者福祉センター館内施設について1日単位の利用状況で計算しており、1日に1人の利用があれば100%の稼働となる計算をしていた。このような稼働率の算定では、どの程度の利用者がいて、あとどのくらい利用者を増やす余地があるのかを把握することは困難である。そこで、例えばホール、会議室等は予約単位（午前、午後、夜）で、プール、トレーニング室は利用可能人数に占める利用者数によって稼働率を算定することなどについても検討することが望まれる。</p>	<p>稼働率の算定は、文化施設（ホール、会議室）について、予約単位（午前、午後、夜）で算出することに改めました。スポーツ施設（プール、体育館、トレーニング室）は、障がいの有無や程度等により、利用形態が異なるため、利用可能人数を定めることは難しい面がありますが引き続き検討してまいります。</p> <p>利用水準の示し方については、上記の結果を踏まえさらに検討してまいります。</p>
-------------------------------	---	---

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月30日

長野県企業局川中島水道管理事務所長

小 口 秀 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び予定数量

水道用苛性ソーダ液 52.0トン(固形物換算重量)

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

長野市川中島町四ツ屋100

四ツ屋浄水場

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/kyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>)に記載のとおりです。

3 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成27年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所 業務課

電話 026(284)1700

(3) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年4月7日(火)午後3時までに(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企 業 局



長野県訓令第3号

長野県教育委員会訓令第2号

本府内部部局

教育委員会事務局

長野県統計調査調整規程
〔昭和52年長野県訓令第8号
昭和52年長野県教育委員会訓令第4号〕の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県教育委員会

第2条第4号及び第5号を削る。

第2条の2第1項中「情報統計課長」を「情報政策課統計室長」に、「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

第3条第1項中「並びに指示統計調査」を削る。

情報政策課統計室
教育総務課

長野県訓令第4号

本府内部部局

現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令(昭和61年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一
本則中「課()」の次に「所・」を加える。

「
本則の1の表中 理事 評議員 請負人選定委員」を

「
副理事長 理事 評議員」に、

「
中部原子力懇談会長野県支部 副支部長 理事 実行委員」

を

中部原子力懇談会	参与
中部原子力懇談会長野県支部	副支部長 理事 実行委員

に、

長野県職場適応訓練受講者組合	代表
長野県委託訓練生組合	代表

を